

令和3年 第2回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

5月6日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程

令和3年第2回美瑛町議会臨時会

令和3年5月6日午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 専決処分について
- 第 5 議案第 2 号 専決処分について
- 第 6 議案第 3 号 専決処分について
- 第 7 議案第 4 号 専決処分について
- 第 8 議案第 5 号 専決処分について
- 第 9 議案第 6 号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第 7 号 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第 8 号 専決処分について

○出席議員（14名）

1番	保田仁	議員
2番	坂田美香	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 才川 育世 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 皆さんおはようございます。新年度初めての議会というところでご参集いただいております。ありがとうございます。5月からクールビズというところでノーネクタイでも良いですよとなっております。まだまだちょっと外は今日ちょっと暖かそうですけど、まだまだ寒く、なんかネクタイを締めたくなるなというような天気となっております。今日も慎重審査をよろしくお願い申し上げます。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和3年第2回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さんもご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和3年第2回美瑛町議会臨時会、議員の皆さま全員のご出席で開催いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。また、日頃より町行政に対しましてご指導いただいておりますことにも、重ねて感謝を申し上げます。寒いゴールデンウィークとなりました。それぞれご予定が色々変わった中、もあろうかなと思っておりますが、そのような中にも関わりませず、議員の皆さま、町民の皆さまに

は、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みにご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。その新型コロナウイルス感染症でございますけれども、ワクチンが4月30日に、美瑛町に第1便、初めてのワクチンが届いたところでございます。医療従事者の皆さま方に接種を始めているところでございます。今後におきましては、まず85歳以上の高齢者の方から、5月17日を予定しておりますが、17日から接種を開始、順次開始をさせていただきたいと考えているところでございます。また、これと別に、町立病院を經由いたしまして、旭川医大さんのご協力をいただきまして、集団接種のような形をとれないか、ご相談をさせていただいております。実施に向けた準備も進めているところでございます。いずれにしましても、ワクチンの供給量ですとか、供給時期にも関わってまいります。また、心配されております副反応の対応への体制づくりなど、様々な問題がある中でございますけれども、一日も早く、迅速に安全に、多くの町民の皆さまに接種が進むよう体制を整えてまいる所存でございます。また、刻々と状況変わってございますので、はっきりした状況が入り次第、町民の皆さまへのお知らせ、丁寧な広報の体制にも努めていく所存でございますので、どうぞ、議員の皆さま方、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今臨時会にご提案を申し上げます議案の要旨について、ご説明を申し上げます。

議案第1号から議案第5号の専決処分につきましては、令和2年度的美瑛町一般会計、美瑛町水力発電事業特別会計、美瑛町白金泉源事業特別会計、美瑛町公共下水道事業特別会計、美瑛町水道事業会計、5会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものです。

議案第6号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）については、地方創生テレワーク交付金を活用するテレワーク推進事業に係る各種経費のほか、様々な備品購入費でございますとか、工事費用などの追加でございます。

議案第7号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、浄水場、屋根の修繕費用や、本町地区取水施設の施設電柱更新に伴う工事費用の追加などであります。

議案第8号、専決処分につきましては、上告の提起について、地方自治法の規定により専決いたしましたので、議会の承認をお願いするものです。

以上、議案8件につきまして、ご提案申し上げますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番大坪正明議員と9番高田紀子議員を指名します。

---

諸般の報告

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

議会事務局長。

○事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---



○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。資料をお手元に配布済みのことと存じますのでご高覧賜れば幸いです。８点でございます。

まず１点目、褒章の受章につきまして、受章者のお名前は堀内浩一氏でございます。紺綬褒章、発令日は１月３０日、伝達式３月３０日に行われてございます。堀内様におかれましては、農業を経営されていらっしゃるにつきまして、受章の功績につきましては、私財寄附となつてございます。堀内様おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

２点目、令和２年度特別交付税交付額の決定についてでございます。令和２年度の決定額につきましては、４億３，９８６万１，０００円となつておりまして、前年、令和元年度と比べまして、７９６万９，０００円、１．８％の増となっております。大雪に伴う除排雪経費の増などが主な要因となつてございます。

３点目、町史第８巻の発刊についてでございます。町史第８巻、発刊いたしました。収録期間につきましては平成２１年から平成３０年までの１０年間となっております。図書館等で閲覧ができるほか、購入ご希望の方には販売もさせていただいております。

４点目、丘のまちびえい移住定住促進協議会の設立についてでございます。この会の活動目的につきましては記載のとおりでございますけれども、移住希望者の方々に対しまして、町民や民間団体と連携・協力の上、移住フェアへの参加や移住者交流会を実施いたしまして、定住移住の促進をこの会としても図っていただくという目的となっております。会員数につきましては５２名、移住されてきた方、また、美瑛で生まれ育つた方も含めて、多くの方にご参加をいただいております。前町議会議員の京屋愛子様にご会長を就任いただいております。

５点目、３月２５日の落雪による被害についてでございます。被害施設につきましては、本町地区浄水場、字白金でございます。被害の状況ですけれども、落雪時の圧力によりまして屋根の一部が破損したものでございます。応急処置で対応いたしまして、今後、修繕工事を発注予定とさせていただいております。被害額につきましては、６３万８，０００円となっております。

６点目、十勝岳の火山活動状況についてでございます。４月７日、８日の両日、６２－２火口付近が明るく見える火映現象が確認をされました。しかしながら、地殻変動等、変化ございませんので、噴火の兆候は見られてございません。対応につきましては、４月９日に気象台より「火山の状況に関する解説情報」が発表されたため、白金温泉街のホテル等に注意喚起をす

るとともに、火山砂防情報センターやホームページでも、この情報につきまして掲載をさせていただいたところでございます。

続きまして、7点目でございます。4月13日の暴風による被害についてでございます。1か所目につきまして、美瑛町スポーツセンターが、屋根の一部が破損をいたしました。対応といたしまして、破損か所の周辺に立入制限等の安全対策を実施をいたしまして、今後、修繕工事を発注する予定となっております。被害額につきましては、1,030万円でございます。2か所目の被害でございますが、平和第1浄水場（字白金）でございます。同じく暴風雨により屋根の一部が破損したものでございます。応急処置で対応しておりますが、今後、修繕工事を発注予定でございます。被害額につきましては13万円となっております。

8点目、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行事の中止等についてでございます。国や北海道等の基本方針を踏まえまして、町民の皆さまの安全確保や、感染症拡大防止の観点から、掲載の事業につきまして対応を図っているところでございます。1点目の行事名、びえい桜まつりから、6点目の行事名、十勝岳山開きまででございますが、資料記載のとおりとなっておりますので、ご高覧を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第1号 専決処分について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第1号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁から19頁になります。今回の専決処分につきましては、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第13号）について、令和3年3月31日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては、地方譲与税、各種交付金などの額の確定による増減及び新型コロナウイルス感染症対策に係る他会計使用料減免額確定による繰入金などの追加、基金への積立て、歳出各事業の事業費確定に伴う基金繰入金、国庫支出金、町債の精算などです。歳入歳出それぞれ6,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億780万円とするものです。それでははじめに議案を朗読し、その後、内容のご説明をいたします。議案集1頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集12頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目地域振興費、補正額211万6,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第8目移住対策費、補正額60万円の減額です。移住対策事業の事業費確定による減額です。

第11目災害対策費、補正額59万7,000円の減額です。自主防災組織推進事業の事業費確定による減額です。

第13目諸費、補正額619万9,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

議案集14頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉、第1目社会福祉総務費、補正額408万7,000円の減額です。福祉ハイヤー借上事業の事業費確定による減額です。

第2目高齢者福祉費、補正額はなく、財源調整です。

第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額300万円の減額です。保育センター管理運営事業の事業費確定による減額です。

第3目へき地保育所費、補正額150万円の減額です。へき地保育所管理運営事業の事業費確定による減額です。

第4款衛生費、第1目保健衛生費、第3目予防費、補正額103万2,000円の減額です。新型コロナウイルスワクチン接種事業の事業費確定による減額です。

第5目医療扶助費、補正額1,579万8,000円の減額です。医療扶助事業、事業費確定による減額です。

議案集16頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額129万7,000円の減額です。農業労務確保対策事業補助金、事業費確定による減額です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額170万円の減額です。中小企業町特別融資貸付金、事業費確定による減額です。

第3目観光費、補正額195万4,000円の追加です。白金泉源事業に係る泉源使用料減免額の確定による繰出金の追加です。

第5目ビルケの森費、補正額はなく、財源調整です。

第2項文化スポーツ振興費、第6目保健体育総務費、補正額40万円の追加です。町民スキーリフト助成事業について、利用実績の増による追加です。

第8目イベント推進費、補正額はなく、地方債の追加に伴う財源調整です。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額80万1,000円の減額です。空き家等解体支援事業の事業費確定による減額です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額はなく、地方債の追加による財源調整で

す。

第2目道路新設改良費、補正額はなく、地方債の減額による財源調整です。

第4目除雪対策費、補正額はなく、国庫支出金の追加による財源調整です。

第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額71万1,000円の追加です。下水道使用料減免額の確定による繰出金の追加です。

議案集18頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額はなく、地方債の減額による財源調整です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額はなく、国庫支出金の減額による財源調整です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額はなく、国庫支出金の減額による財源調整です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目公共施設等整備基金費、補正額8,771万6,000円の追加です。財源確保による基金積立金の追加です。

第2目財政調整基金費、補正額1,000円の追加です。基金運用利子を積立てるものです。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額542万7,000円の追加です。まちづくり寄附の追加による基金への積立て及び基金運用利子を積立てるものです。

第2項、第1目上水道事業補助金、補正額491万8,000円の追加です。水道使用料減免額の確定による上水道事業補助事業に係る補助金の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の6頁にお戻り願います。

歳入、第2款地方譲与税、第1項地方揮発譲与税、補正額613万3,000円の減額です。譲与税額確定による減額補正です。

第2項自動車重量譲与税、補正額1,090万9,000円の追加です。譲与税額確定による追加補正です。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金、補正額61万6,000円の減額です。交付金確定による減額補正です。

第4款配当割交付金、第1項配当割交付金、補正額64万円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金、補正額210万3,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第6款、法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金、補正額582万円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、補正額1,004万7,000円の追加です。説明欄(1)の地方消費税交付金は544万1,000円の減額。(2)地方消費税交付金(社会保障対策)につきましては増額による追加でございます。それぞれ交付金の確定による補正でございます。

第8款環境性能割交付金、第1項環境性能割交付金、補正額575万3,000円の減額です。交付金確定による減額補正です。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、補正額400万7,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額9,241万6,000円の追加です。普通交付税及び特別交付税確定による追加補正です。

議案集の8頁になります。第1款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、補正額38万円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額120万5,000円の追加です。青い池駐車場使用料確定による追加補正です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目災害復旧費負担金、補正額126万3,000円の減額です。河川等災害復旧事業費負担金の確定による減額補正です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額68万2,000円の追加です。地方創生推進交付金の確定による追加補正です。

第3目衛生費補助金、補正額103万2,000円の減額です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金の確定による減額補正です。

第4目土木費補助金、補正額1,100万円の追加です。大雪に伴う臨時道路除雪事業費補助金の交付決定による追加補正です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第2目衛生費負担金、補正額18万7,000円の減額です。養育医療給付事業負担金の額の確定による減額です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額20万6,000円の追加です。老人クラブ運営費補助金の確定による追加補正です。

第3目衛生費補助金、補正額475万円の減額です。説明欄の1、重度心身障害者医療給付事業補助金の額の確定による追加補正、2、ひとり親家庭等医療給付事業補助金及び3、乳幼児等医療給付事業補助金の額の確定による減額補正でございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額1,000円の追加です。財政調整基金運用利子の確定による追加補正です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額542万7,000円の追加です。まちづくり寄附金392件分、542万7,000円の追加です。令和2年度のまちづくり寄附金合計は9,684件、1億6,759万1,000円となりました。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額3,521万9,000円の減額です。各基金充当事業の事業費確定による繰入金の整理です。

議案集10頁になります。第20款諸収入、第5項雑入、補正額11万4,000円の減額

です。財源調整による減額補正です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額630万円の減額です。地域活性化推進事業、子育て支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額補正です。

第2目民生債、補正額1,210万円の減額です。高齢者等福祉支援事業、冬の生活支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額補正です。

第3目衛生債、補正額730万円の減額です。児童等福祉支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額です。

第4目商工債、補正額460万円の追加です。イベント推進事業に係る代替イベントが起債対象となったことによる追加でございます。

第5目土木債、補正額290万円の追加です。備考欄（1）新星第1線道路整備事業費確定による減額補正及び（2）道路維持対策事業の事業費確定による追加補正です。

第7目教育債、補正額340万円の減額です。学校給食支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額補正です。

第11目災害復旧債、補正額40万円の減額です。下水道施設災害復旧事業の事業費確定による減額補正です。

第12目減収補填債、補正額537万6,000円の減額です。たばこ税及び揮発油税、消費税に係る減収補填債の額確定による減額補正です。

次に、議案集5頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額6億4,144万1,000円から2,737万6,000円を減額し、変更後の地方債の総額を6億1,406万5,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ読み上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、変更、過疎対策事業、変更前限度額2億2,080万円、変更後限度額1億9,920万円。災害復旧事業、変更前限度額2,210万円、変更後限度額2,170万円。減収補填債、変更前限度額1,719万3,000円、変更後限度額1,181万7,000円。合計、変更前限度額6億4,144万1,000円、変更後限度額6億1,406万5,000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。3頁から4頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略いたします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の12頁及び13頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の14頁及び15頁。第3款民生費及び第4款衛生費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の16頁及び17頁。第6款農林水産業費から第8款土木費までについて質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の18頁及び19頁。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。12款1項1目、公共施設等整備基金費、説明欄で言いますと、積立金8,771万6,000円ということで、こちらの方、基金取崩して、基金の収支状況、こちらの頂いてる諸般の報告を見ましたら9,789万円当月支出ということで、要は取崩して普通財産取得費の方で充当しているという風に理解してるんですけども、これ1億円近い基金を取崩して、何ていうんですかね、相手といたしますか、どのようなものを購入して取り崩すことになったのか、その経緯だけ伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 公共施設等建設基金につきましては、本来、公共施設を整備する際の一般財源が不足した際に基金を取崩して使うと。さらに、公共施設が老朽化した際に、大規模改修が必要になった時っていうのか、中々そういった特定財源が見つけれない時について、こういった基金を活用した中で、大規模改修を行っていくというような考えの中で、公共施設等整備基金については活用しているといった現状でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の6頁から11頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。14款2項4目、土木費補助金1,100万円、説明欄で臨時道路除雪事業費補助金ということで計上になってますが、まずこちらの方の補助金の目的、いつもこういう風に補助受けられるものなのか、例えば特例のもの

のなのか、その辺のところを伺いたいのと、あと合わせて、過去、この特例措置あったかと思うんですけども、それから見て、金額が増えているその理由と伺いますか、その辺について伺いたいです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下建設水道課長。

○建設水道課長(山下浩史君) まず補助金の部分につきましては、今回あくまでも臨時という部分で、経常的なものではないという内容でございます。これに至りました交付の理由につきましては、大雪に対する緊急要望書というものを、今年度2月の末に、全国積雪寒冷地振興協議会の方で緊急的に出ささせていただいてるものでございます。また、平成29年度との金額の比較ということでよろしいかと思えますけれども、平成29年度には補助金として約700万円、今年度につきましては1,100万円ということになってございます。この違いにつきましては、今回の臨時的な部分、29年度も臨時的な部分になりますけれども、それぞれで検討の方、国の方でしていただいています。大きな違いといたしましては、29年につきましては積雪寒冷地路線、これ社会資本整備交付金の方で例年計上している距離数ということになります。それで積算した中での700万円というところでございます。今年度につきましては、こちらの方も積雪寒冷地路線のみかと思っておりましたけれども、今回につきましては全国的なやはり大雪ということでございまして、全路線を対象にさせていただいたと。この結果、補助金といたしまして1,100万円の補助金の歳入ということで決定をさせていただいた内容でございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の1頁から5頁まで。議案第1号本文と令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第13号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)



挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は承認することに決定しました。

---

日程第5 議案第2号 専決処分について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第2号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） おはようございます。それでは、議案第2号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は20頁から26頁になります。令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、本特別会計においては、不用額が発生すると、国に返還を要することになるため、歳入歳出それぞれ、執行残等を整理するなどの措置を専決いたしました。執行額確定に伴い、歳入は発電売上収入の追加と基金繰入金の減額、歳出は一般管理費、発電事業管理費、積立金、予備費の減額をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の20頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出から説明をいたします。議案集は25頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額31万円の減額です。発電施設一般管理事業における職員旅費、消耗品費、公課費の執行額確定に伴う減額です。

第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額117万2,000円の減額です。発電施設施設管理事業の電気料等の執行額確定に伴う減額です。

第3款基金積立金、第1項基金積立金、補正額143万3,000円の減額です。水力発電事業特別会計基金の積立金の執行額確定に伴う減額です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は23頁になります。

歳入、第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、補正額197万7,000円の追加です。発電売上収入の確定に伴う追加です。

第2款繰入金、第1項繰入金、補正額500万1,000円の減額です。発電収入の増及び歳出の減に伴う減額です。

第3款諸収入、第2項雑入、補正額9,000円の追加です。収入額確定に伴う追加です。22頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の20頁から26頁まで。議案第2号本文と令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第3号 専決処分について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第3号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第3号、専決処分についての提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集は27頁から33頁になります。令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免額の確定に伴い、当該経済対策に係る泉源使用料の減免分について、一般会計から繰り入れることによる泉源使用料の減額と、一般会計繰入金金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の27頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明をいたします。議案集は32頁になります。

歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額はなく、繰入金を増額に伴う財源調整です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は30頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額195万4,000円の減額です。泉源使用料の減免額確定に伴う減額です。

第3款繰入金、第1項繰入金、補正額195万4,000円の追加です。泉源使用料の減免額確定に伴う一般会計繰入金の追加です。29頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の27頁から33頁まで。議案第3号本文と令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第5号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は承認することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第4号 専決処分について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第4号、専決処分についての提案理由について、ご説明を

申し上げます。議案集は34頁から40頁になります。令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免額の確定に伴い、当該経済対策に係る下水道使用料の減免分について、一般会計から繰り入れることによる下水道使用料の減額と、一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の34頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明をいたします。議案集は39頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額はなく、繰入金を増額に伴う財源調整です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は37頁になります。

歳入、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額71万1,000円の減額です。下水道使用料の減免額確定に伴う減額です。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額71万1,000円の追加です。下水道使用料の減免額確定に伴う一般会計繰入金の追加です。36頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の34頁から40頁まで。議案第4号本文と令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定しました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 8、議案第 5 号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第 5 号、専決処分についての提案についてご説明を申し上げます。議案集は 4 1 頁から 4 3 頁になります。令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 5 号）につきまして、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 3 1 日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免額の確定により、当該経済対策に係る水道使用料の減免分について、一般会計から繰り入れることによる水道使用料の減額と、一般会計補助金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の 4 1 頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は 4 3 頁になります。

収益的収入、収入、第 1 款水道事業収益、第 1 項営業収益、第 1 目給水収益、補正額 4 9 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。水道使用料減免額確定に伴う減額です。

第 2 項営業外収益、第 4 目他会計補助金、補正額 4 9 1 万 8, 0 0 0 円の追加です。水道使用料減免分繰入に伴う追加です。

以上で、議案第 5 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の 4 1 頁から 4 3 頁まで。議案第 5 号本文と令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 5 号）の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は承認することに決定いたしました。

午前10時35分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時24分)

再開宣告(午前10時35分)

---

日程第9 議案第6号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第7号 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)について

---

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第6号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)についての件及び日程第10、議案第7号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は44頁から49頁になります。今回の補正予算につきましては、総務費では、国の地方創生テレワーク交付金を活用して、町立病院が所管する幸町住宅を購入し、テレワーク施設としての改修等に要する経費の補正、農林水産業費では、北瑛小麦の丘体験交流施設の発酵調理器の故障による備品購入費の補正、商工費で電子地域通貨チャージ分負担金の追加補正、4月13日暴風被害によるスポーツセンター屋根修繕に係る経費などの補正となっております。それでははじめに議案を朗読し、その後内容のご説明をいたします。議案集44頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集48頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目移住対策費、補正額2,888万5,000円の追加です。国の第3次補正予算を活用したテレワーク推進事業に係る公有財産購入費及び改修工事費などの経費の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額165万円の追加です。北

瑛小麦の丘体験交流施設、発酵調理器故障による更新費用の追加の補正です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額2,010万5,000円の追加です。電子地域通貨運営事業における現金チャージ機能追加によるチャージ分の負担金2,000万円の追加及びテレワーク施設1棟増に伴うテレワーク推進事業助成ポイントに係る補助金10万5,000円の追加です。

第2項文化スポーツ振興費、第7目保健体育施設費、補正額1,046万円の追加です。説明欄(1)スポーツセンター管理運営事業につきましては、4月13日の暴風による屋根破損に係る修繕工事1,030万円の追加補正です。説明欄(2)クレー射撃場管理運営事業につきましては、地盤低下によるスキート射台レベル合わせに要する修繕料16万円の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の46頁になります。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1,584万6,000円の追加です。テレワーク推進事業実施に伴う地方創生テレワーク交付金の追加補正です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額2,325万4,000円の追加です。財源調整による繰越金の追加です。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額2,200万円の追加です。説明欄1、町有建物災害共済金につきましては、スポーツセンター屋根補修に係る災害共済金の追加補正です。説明欄2、Beコインチャージ金につきましては、電子地域通貨事業に係る現金チャージ金収入の追加補正です。45頁の第1表歳入歳出補正予算についての説明は省略いたします。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第7号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は50頁から52頁になります。今回の補正の主な内容は、収益的支出では、本町地区及び平和第1浄水場の屋根が一部損壊したことから、当該施設の修繕に要する費用についての追加と、水道事業の施設管理に伴う会計年度任用職員に要する報酬について、追加をお願いするものです。また、資本的支出では、大雪の影響による施設電柱の倒壊により、本町地区取水施設に係る施設、電柱及び配電線の更新に要する工事請負費の追加をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の50頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は52頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額77万円の追加です。落雪、強風による浄水場施設修繕費の追加です。

第3目総係費、補正額51万2,000円の追加です。施設管理に係る会計年度任用職員報酬の追加です。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額4,990万円の追加です。大雪の影響により、施設電柱が倒壊したことから、取水施設の電柱更新工事費の追加です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,919万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,919万1,000円で補てんするものです。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の48頁及び49頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。48頁、2款1項8目、総務費の移住対策費について伺います。49頁のテレワーク推進事業ですね、これは先に資料が提示されてますが、この中で二つの住宅の改修工事を行うということをお聞きしました。合わせて2,108万円ですね。この中でですね、大きな住宅、元町立病院のお医者さんの住宅ですが、これが1,738万円とお聞きしました。しかし、この改修事業の内容については、甚だ分からない点が多いので、もう一度確認させていただきます。

1点目はですね、外装費ですね、屋根の外回りの外壁ですね、これは全面的に撤去してまた新しく壁を張るということをお伺いしました。

2点目は屋根のことですけども、屋根工事ですけども、雨漏りがひどいので、今ある屋根の上にさらに上張りするというをお伺いしました。



それから3点目、内装ですけども、これはカビがひどいので、全室、全て床は張り替える、また壁は壁紙を張り替えるということでしたね。

それから4点目、浴室のユニットバス、それから洗面化粧台一式、それから台所のキッチンセット、それからボイラーですね、それからトイレの便器、それからクーラーと暖房機、各々4台ずつ、これを全部更新すると。

最後に5点目ですけども、車庫、このことは車庫は書いてありませんけど、これを撤去するというので、そういう認識でよろしいですか。まず伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島移住定住推進室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、今ご質問いただきましたテレワーク推進事業につきましては、町立病院が所管しております医師住宅につきまして、今議員おっしゃるとおりですね、外壁、一部サイディングも既に割れてる部分でありますとか、屋根がですね雨漏りしている状況でありますとか、それに伴いまして内装等、カビがかなり発生しているという部分と、それからそれに伴います水回りの設備、そしてかなり老朽化してます車庫の撤去というところで、合わせて改修するものであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、中村です。今回の改修の中でですね、内装工事をやり直す原因となったのは、カビがひどく発生しているということをお聞きしましたが、これは一般にですね、カビが発生するという事は、よほどやはり注意すればですね、注意すれば、中々滅多に発生することではないんですね。しかし、カビが発生してしまったと。一つは換気が不十分であったからということとは常識的に考えられますが、そのほかにですね、原因は考えられる訳です。例えば、床下にある排水管が外れていたとか、または水道管がどっかから水漏れして、床が床下が全面的に湿気がある状態、または水が冠水してたということが考えられますけども、カビが発生した本当の原因というのは調査されたんでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、このカビについてはですね、全面的に建物が全てカビに、かなり湿気が多くてという訳ではなくてですね、一部屋根が明らかに、屋根の雨漏りがあってですね、一部かなり雨漏りがひどい部分がありまして、その周辺にですねカビがかなり、何年にも亘って発生しているという状況でありますので、役場の建築係等々と一緒に確認しまして、カビの発生が雨漏りによるものだという事で屋根、それから一部ひどいところの内装を行うということで対応するという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、今回の改修ではですね、玄関のタイル、これは改修ないと、それから浴室ですね、これもユニットバスですから、これも改修外でしょう。そのほかの残った坪数をですね、1,738万円ですか、で割ればですね、約坪50万になる訳ですね。坪50万となれば、普通の住宅なら、これは新築できる金額なんです。大きくなればなるほど、色々な設備も、これは共通ですから、単価が下がってくる傾向にあります。36坪というとかかなり大きな住宅ですね。今回ですね新築でないにも関わらずですね、改修工事の相場よりもかなり割高ではないかと、2倍ぐらいするのではないかと私思うんですけどもね。こういった積算した時にですね、これは積算したのは、例えばどこかの設計事務所に依頼したとか、または内部でパソコンなどのシステムを使って積算したのか。そして、妥当なのかどうか、まあ妥当だから提出したんでしょうけどもね。しかし、やっぱり相場よりもかなりかけ離れているという印象を受けるんですけど、どのようにご認識でしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) 積算につきましては建設水道課の建築係とですね、相談しながら積算したというものでありまして、それから金額につきましては、複数の町内業者から見積り等取りまして出した金額でありまして、当時の建築価格も調べてありますけれども、それから見てもですね、妥当な金額と考えてます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。それでは6款1項2目、農業振興費の(1)説明欄、北瑛小麦の丘体験交流施設管理運営事業の備品購入費なんですけど、これビブレのパンの発酵調理器ですか、故障ということですけども、故障の原因についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい、今、ご質問ありました、石窯厨房にありますドウコンディショナーという機械、いわゆるパン生地を発酵する機械なんですけども、これにつきましては冷却回路というものがありまして、その配管が腐食して冷媒ガスが漏れてるといったことと、それに伴って漏電によって機器が停止したということで聞いております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、10年弱ぐらいは使ってると思いますので、かなり使った中で故障ということで、消耗による、何ていうんでしょう、故障なのかなという風には思いますけれども、通常こういった故障については予備費使って即修繕するということが多いのかなと思いますけれども、修繕したりですね、購入したりすることが多いのかなと思いますけれども、この故障によるですね、ビブレの営業に影響が出た経過があるのかどうか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) 今、指定管理しています北瑛プロジェクトの料理責任者さんと協議いたしました。発酵機につきましては、実際2台ございまして、1台がまだ機能してるということで、これを中心に使えるということで、補正対応で間に合うという風に聞いております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。2款1項8目のテレワーク推進事業と7款1項2目、商工業振興費の電子地域通貨運営事業について伺います。

まず、2款1項8目のテレワーク推進事業で1日20億件という風に言われているのが、不正アクセスサイバー攻撃の件数だそうです。それで、ここのテレワーク推進に当たって、日本ハッカー協会というところがあって、そこでよく言われているのが、テレワークによってそういうウイルスに感染するだとか、不正アクセスによってのそういうセキュリティが弱く、情報が流出したりする可能性っていうのはかなり高くなるということを言われているんですけども、今回のこの推進事業の中で、そういうセキュリティ対策についてはどのようなことをお考えになってるか、その対策費についてどのように考えているのか。これによっては、差別化が図れて、ユーザーの方がこれだったら使いたいという風になるかと思うんですけども、その辺りのところ、そのセキュリティについてどういうお考えか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) 今回のテレワーク施設2件についての、テレワークに係わりますセキュリティということなんですけども、総務課の情報管理係ともですね、いろいろ連携しまして、どういうWi-Fiの機器が良いのかということで、セキュリティの部分も検討しまして、十分テレワークでセキュリティ上問題ないということの機器を導入するということを考えてますし、昨年モニターの際にもですね、現在の幸町で使ってますWi-Fiの状況ですね、実際使った方々にヒアリングしまして、問題ないということで確認をとったものをこち

らの改修の方にも導入するという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。恐らくは個別できちんと契約して、そういうことが、リスクがあっても、役場の方の町の方の負担にはならないということになってるかと思うんですけど、ちなみの保険の方だとかテレワークの保険なんてものもあるらしいんですけども、そういうようなものがあって、例えば企業のそういう不測の損害を与えた場合だとか、そういうのを想定して保険の加入とか、そういうのは考えてはいませんか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島室長。

○移住定住推進室長(高島和浩君) はい、施設としてはですねWi-Fiの個人事業主なり、テレワークする方々が使えるWi-Fiの環境を提供するという風に考えてますので、個々の企業が負った保険等については考えていません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 質問を変えます。7款1項2目、商工業振興費、電子地域通貨運営事業について伺います。今回チャージができるようになるということで理解しているんですけども、先に同じ時期にスタートした尼崎市のあま咲コインというのが、ちょっと私も調べたんですけども、こちらの方はクレジットカードのチャージ機能というのが付いてまして、美瑛町のこのBeコインについてはまだクレジットチャージできない、そういう風に認識してるんですが、トラストバンクの方に支払う付加金といいますかね、そういうのによって差があって導入できないのか、やはりクレジットカードを使えるようになると、町外の方も利用しやすくなったり、そういうようなことが考えられると思うんですが、その辺りについて見解を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 本年度より本格運用してますBeコインですけども、4月からチャージができるようになってございます。現在、チャージにつきましては現金チャージということでございますけども、クレジットのチャージにつきましては、当然クレジットの手数料がかかるという部分がございます。その手数料の負担の関係の整理が必要だということで、要望としては寄せられてるところありますけども、今後の検討課題だと思っております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の46頁及び47頁。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) よろしく申し上げます。20款5項4目、雑入の中の説明欄、町有建物災害共済金200万円、入金でございますが、このことについては支出のところは1,030万円スポーツセンターとありますが、この保険金とそれから実際の持ち出しと随分開きがあるんですが、この開きというのはどういうところに要因があるのか、お尋ねをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 町有建物災害共済金につきましては、実際にかかった修繕料、工事費の基本的には4割ということなんですけれども、今回の暴風にかかる部分については、4割の更に50%という基準になっておりますので、これスポーツセンターの部分なんです、約1,000万円程度の修繕料、工事費がかかって、その4割の半分ということで、200万円を今回計上させていただいてるところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の44頁及び45頁。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の50頁から52頁まで。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。今回のこの4,990万円の工事請負費、取水施設更新工事なんですけれども、これ必要な工事ということで当然理解しているんですが、経営戦略に影響とかその辺についてはどうお考えか伺いたいと思います。あるのかないのか、その辺だけ教えてください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) ただいまのご質問ですけれども、今回の被害については、当然戦略の中では予期せぬ出来事ということで入っていないんですけれども、今現在、留保資金については7億7,000万円程度ございまして、今回の追加工事、結構大きな額ではあるんですけれども、今後に大きな影響を及ぼすということはないということで認識しております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第8号 専決処分について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第8号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長（山下浩史君） 議案第8号、専決処分についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては53頁になります。町内在住者が土地の真正名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えに対し、町は第一審判決に不服として控訴していたところ、令和3年3月25日に第二審判決が言い渡され、この判決に全部不服であることから、上告の提起を申し立てるため、令和3年4月6日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。まず、今回の第二審のですね判決、札幌高裁の判決ですけども、この中でどういう判決であったのかと、寄附した証拠はないと明快に述べておる訳であります。これはですね、第一審の旭川地裁と同じですね。そこでお聞きします。最高裁でも争うことにしたと言いますけどもね、町民が土地を町に寄附したかが、これが争点になるものと予想されます。寄附したという新たな証拠でも見つかったのか、そうでなければ、適切なですね、上告には当たらないのではないかと思うんですけども、どのような認識でしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下建設水道課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 裁判の判決につきましては、今、議員おっしゃられたとおりの内容となつてございますが、町といたしましては、その部分ではなく、やはり、今までの過去の経緯、昭和35年の町道の認定が既に終わっているというところであったり、昭和53年から55年の国土調査法に基づく地籍調査において、原告の方が、要は仮閲覧、本閲覧に印鑑をしっかりと押していただいているというところが、やはりきちっと理解されていないという部分が町としては、もちろん顧問弁護士を含めて持っていることから、今回、上告ということで提起をさせていただいたところでございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、寄附したという主張をしてきた訳ですけどもね、一審、二審ともこれは今おっしゃったことは全て審理されてきたんです。その結果、判決が下つたんですよ。7件の土地の訴訟がある訳ですけども、そのうちの最初の第1ラウンドの5件ですね、これも

同じように、寄附した事実はないという判例だったんですね。ですからね、新たな証拠が見つからないままに上告すればですね、同じことになるんじゃないですか。これは即却下が予想されますよ。これはですね時間とですね、税金を使って浪費して、司法機関に大きな迷惑をかける、もちろん、当町民にも迷惑をかけます。この辺をよくよくお考えなのか、ご認識を伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 今議員さんの最終的な判決の内容という部分で意見を言っていたと思うんですが、判決の内容を、こちらの方としても、色々一つ一つこう弁護士の方と整理した中で、やはりそこに明らかに、やはり見解といいますか、そういったものの解釈といいますか、そういったものの誤解、それから図面上におきましても、やはり裁判所の方で判決の中に書かれている図面と、それからその解釈、この部分について、やはり町としては納得できない理由が多々ありますので、最終的な寄附という部分もあるかもしれませんが、やはりそちらの方の誤解した解釈がある以上は、やはりしっかりとそこを町の方としても理解していただくように努めていきたいというようなことでございます。上告につきましては弁護士と相談しながら、そこについては今後、理由書も提出することになりますので、その中でももちろん結果については分かりませんが、そういったことで町としては対応していきたいと、このように考えて今回上告することを決定したところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。昨年の10月ですね、臨時議会において、私は札幌高裁に控訴することに反対しました。結果は私の予想したとおりなんです。これはですね、町民本人がですね、寄附した覚えはないと、寄附していないと言う限りですね、これは覆ることが100%ないでしょう。私は町長に二つの点についてお聞きします。

この当件はですね、30年から40年前に発生したんですね。昭和53年から55年にかけて、その登記簿が書き換えられたということですから、原因がですね。これはですね、新しい町長、角和町長はですね、早急にですね收拾することが先決ではないかなと思うんですね。

2点目はですね、上告を撤回して、町民に謝罪すべきではないのかと。それがですね、新しい局面を開いていくのではないかなと。それは、新しい局面というのはですね、美瑛町にとっての新しい局面なんですよ、前向きな、間違いなら間違いだと。これを認めることが非常に大事なんですよ、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。



○町長（角和浩幸君） 中村議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。30年、40年前の事案であるというご指摘でございます、そのとおりでございます。当時の事務手続に関わった職員が今、残っている訳でもございません。そのような中で、訴訟を当時の記録を読み返し、調べながら進めているところでございます。そして、私ども行政としては今回、上告という判断に至った訳でございますけれども、やはり1点は先ほど担当課長もご答弁しましたけれども、私たちが主張している理論、理屈、論理について、中々お認めいただけていないという部分がございます。そこにつきまして、担当弁護士の方ともご相談上、まだ法律的にこれは争う余地がある、いや争うべきだという強いお話もいただきまして、総合的に勘案した結果、上告というところに至った訳でございます。役場職員も30年、40年前の事案でございますけれども、当時から町道認定、そして地籍調査等々関連業務に携わって来ている訳でございますけれども、一貫して、町、町職員は、適正な法に基づいた業務に当たっているというのが、私たちもちろん大前提でございます。これまでも職員として適正な業務を進めてきたということ、やはりここは明らかに主張をさせていただきたいという思いでございまして、いたずらに訴訟を長引かせるとかということも毛頭ございません。やはり私たちが適正な業務をこれまでも行って来たんだということをお訴えをさせていただく機会が、日本の三審制度の中でもう一度、三審の最後の一回が残っている訳でございまして、その制度を使わせていただいて、改めて主張をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、上告に当たっても、今も若干申しましたけれども、一般論としまして、上告になった時の判決が厳しくなるということも十分承知をしております。その辺も踏まえまして、また、顧問弁護士のご意見も賜りまして判断した訳でございますけれども、やはり一度、もう一度最後のこの機会を利用させていただいて、私共の主張を展開をさせていただきたいという立場での今回の措置となっていたということでご理解を賜りたいと思います。最終判断の三審目の判決が出た上で、議員ご指摘いただきました、この当該訴訟に関わる方への対応については、その判断を待つて考えていきたいと思っております。ご理解を賜るよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員、反対討論ですね。

それでは、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

(「はい」の声)

6 番中村議員。

(6 番 中村 俱和議員 登壇)

○6 番(中村俱和議員) はい、6 番中村です。私は、上告に反対する立場から討論いたします。

当事件は、ある町民の土地を町が勝手に登記簿を書き換えたために、町民が提訴した事件です。

まず、経緯を簡単に整理してみます。当町民は平成26年3月に、旭川法務局に本人所有の土地登記簿の写しを請求した。その結果、7件の土地登記簿が本人の知らないままに、町の所有となっていることを発見した。当町民は町に対し何度も説明を求めたが、合理的な説明は得られなかった。そこで町民はまず5件の土地を自分の名義に戻すように、平成26年8月に提訴した。これが経緯であります。二審の旭川地裁と三審の札幌高裁で町民の主張は認められ、登記簿が町民本人の名義に戻りました。当町民は残る2件の土地登記簿を本人名義に戻すように、平成30年1月に旭川地裁に提訴した。これが今回の事件であります。

旭川地裁の判決では、町民が土地を町に寄附したとする証拠はないとして、町民が去年の秋、勝訴しております。町は直ちに札幌高裁に控訴し、この春3月25日に判決が言い渡され、再び町は敗れました。これで二連敗です。先の5件の事件から数えると4連敗となります。これが札幌高裁の写しですね、8頁あります。判決の中では、寄附した証拠はない云々、美瑛町の所有に属すると認めるのは相当ではない、とはっきり書かれています。さらに、先の5件の事件に触れる箇所があります。割譲、つまり寄附のことですが、先の5件の訴訟からも、割譲はなかったと確認する、とはっきり書かれております。この半年間と、札幌高裁による裁判は、被告となった町民に多大なストレスと迷惑をかけてしまいました。この先、札幌高裁でも、土地の寄附が焦点になると思われるが、町が勝つことは万が一にもないでしょう。時間と税金を浪費し、町民ばかりか、司法機関に大変な迷惑をかけることとなります。そうなれば、行政に対する評価は、ますます厳しいものになるだけでなく、美瑛というブランドですね、これが低下する恐れが当然出てきます。町は札幌高裁の判決に従い、上告を撤回し、町民に謝罪すべきであります。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、原案に賛成者の賛成討論はありますか。

(「はい」の声)

13 番八木議員。

(13 番 八木 幹男議員 登壇)

○13 番(八木幹男議員) 私は賛成の立場から、3点について、意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、公務員のサービスの根本基準についてであります。憲法と地方公務員法には、次のように書かれております。憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であ

って、一部の奉仕者ではない。」また、地方公務員法では、第30条、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」すなわち、住民全体から信託を受け、住民全体に対して奉仕すべきであると、こういう内容であろうかと思えます。また、第32条では、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」すなわち、法令及び職務上の命令に従う義務、こういうことであろうかと思えます。このようなことを前提として理解をしていくべき必要があるのではないかなど考えております。

また、2点目につきましては、法律に基づき手続されてきた内容に対する訴訟であるという点であります。昭和35年には道路法に基づき、道路認定、区域決定、供用開始については、告示行為も行われております。また、昭和55年の国土法に基づく地籍調査においても、手続に不備はなく、本人の仮閲覧、本閲覧に印鑑があるという内容であります。これらは歴代の職員が公務員としての任務を法律に従い忠実に実行してきた結果であり、なんら異を唱えるものではございません。

3点目は、我が国は法治国家であり、司法の判断を仰ぐのは正しいやり方であります。今回の第二審判決を受けて、町の主張では、認定事実の保証はなされているものの、事実誤認があり、全部不服であるという内容であります。また、2点目で述べましたように、歴代の職員が積み上げてきた結果に対する反論でもあり、到底納得できるものではありません。

以上、述べてきたことを踏まえ、全体の奉仕者である公務員として、更に上位の裁判所に判断を仰ぐということは当然の行為であると考えております。

以上、議案賛成の立場から意見を述べさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第8号の件を採決します。議案第8号、専決処分について承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は承認することに決定しました。

---

閉会宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。会議を閉じます。令和3年第2回美瑛町議会臨時会を閉会します。

---

閉会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。去年も何か言ったような記憶があるんですが、これから農作業をはじめ、各産業、観光業においては忙しくなってくれることを願うというか様子見の部分というところも多くあると思うんですけども、労働災害ですね、一番何か仕事をするために一生懸命頑張って怪我しちゃうということもなくもないんですけど、それで命を落とすとか、怪我して仕事できなくなるということは一番辛いことに感じているところでありますので、是非ともそんなことなく、良い出来秋、そして商売繁盛なる年になるように念願して終わらせていただきます。お疲れさまでした。

午前11時27分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年5月24日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 大坪正明

議員 高田紀子